

証券コード 3103
平成28年6月7日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市東本町一丁目50番地
(大阪本社事務所)
大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

ユニチカ株式会社

代表取締役
社 長 注 連 浩 行

第206回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの「平成28年熊本地震」により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第206回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | | |
|--------|---|----------------|
| 1. 日 時 | 平成28年6月29日（水曜日） | 午前10時（開場：午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区備後町二丁目5番8号
日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室 | |

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第206期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第206期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱うものとしたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものとしたします。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものとしたします。

以上

-
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/>）に掲載しておりますので添付書類には掲載しておりません。会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している「連結注記表」及び「個別注記表」となります。
 - ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/>）に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

5. 機関投資家の皆様へ（議決権電子行使プラットフォームについて）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和及びインバウンド需要の拡大などを背景に、企業収益や雇用情勢の改善が見られ、緩やかな景気回復基調が続きました。しかしながら、中国の景気減速や米国の利上げ懸念、原油安の長期化などを背景に、年明け以降は世界的な株安や円高の動きも見られるなど、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、平成26年5月からスタートした中期経営計画に掲げる成長戦略の早期実現に向け、高分子事業を中心とする機能素材メーカーとしての基盤強化及び低採算事業の構造改革に努めてまいりました。なお、当連結会計年度には、当社連結子会社の株式会社ユニチカエステートなどの株式譲渡、当社グループが所有する豊橋事業所などの不動産の譲渡を完了したほか、当社連結子会社である尤尼吉可高分子科技(中国)有限公司(ユニチカエンブレムチャイナ)の解散などの施策を進め、当年度にて中期経営計画に基づく事業ポートフォリオ改革を概ね完了いたしました。この結果、当連結会計年度の売上高は146,474百万円(前期比8.0%減)、営業利益は10,450百万円(同17.2%増)、経常利益は6,821百万円(同11.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は6,933百万円(前期は27,033百万円の純損失)となりました。

なお、当連結会計年度につきましては、誠に申し訳ありませんが普通株式については無配とさせていただきますので、何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

事業セグメント別の状況は次のとおりです。

なお、当連結会計年度から、事業セグメントの区分を変更しており、以下の前期との比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

【高分子事業】

フィルム事業では、包装分野は、海外では東南アジアや中国の景気減速の影響を受け、低調に推移しましたが、国内では市況の回復に加え、インバウンド需要の効果もあり、販売数量は増加しました。特に、高いガスバリア性能を持つ新バリアナイロンフィルム「エンブレムHG」については、順調に売上げを伸ばしました。工業分野は、情報端末機器用途などで需要が減少しましたが、耐熱ポリアミドフィルム「ユニアミド」やシリコーンフリー離型ポリエステルフィルム「ユニピール」などの高付加価値品の販売が拡大したこともあり、売上げが増加しました。この結果、事業全体で増収増益となりました。

樹脂事業では、ナイロン樹脂は、自動車産業の低迷や中国の景気減速などの影響を受けましたが、熱可塑性飽和共重合ポリエステル樹脂「エリーテル」や環境配慮型の水性エマルジョン「アローベース」は、太陽電池用途などで販売が好調に推移し、また熱可塑性ポリエステルシート「ユニレート」も電気・電子機器用途などで伸長しました。当社独自のポリアリレート樹脂「Uポリマー」は、情報端末機器用途で堅調に推移しました。当社独自技術により開発した高耐熱ポリアミド樹脂「ゼコット」は、電気・電子機器用途などで採用が更に進みつつあります。この結果、事業全体で減収増益となりました。

不織布事業では、ポリエステルスパンボンドは、国内の生活資材用途で堅調に推移しましたが、農業用途や建築用途などを中心に売上げが減少し、低調に推移しました。海外では、アジアや北米向けを中心に堅調に推移しました。コットンスパンレースは、インバウンド需要の拡大を背景にスキンケア用品などの生活資材用途で売上げを伸ばしました。この結果、事業全体で減収増益となりました。

以上の結果、高分子事業の売上高は56,313百万円（前期比1.2%増）、営業利益は8,002百万円（同25.4%増）となりました。

【機能材事業】

ガラス繊維事業では、産業資材分野は、建築用途や環境関連用途では堅調でしたが、土木用途で低調に推移しました。電子材料分野のICクロスは、情報端末機器用途での需要が伸びず、低調に推移しました。ガラスビーズ事業では、ロードマーキング用途で売上げが回復し、工業用途や反射材用途では売上げは減少しましたが、商品構成の改善や生産性の向上に努めた結果、収益は増加しました。また、活性炭繊維事業では、液相分野は、工業用途で期後半から需要が減少しましたが、主力の浄水器用途で期後半から需要が回復したことや、気相分野でも期後半になり需要が上向いてきたことにより、事業全体としては堅調に推移しました。

以上の結果、機能材事業の売上高は11,914百万円（前期比4.0%減）、営業利益は1,447百万円（同3.4%増）となりました。

【繊維事業】

産業繊維事業では、ポリエステル高強力糸は、主力の土木用途で販売数量が引き続き低調に推移しましたが、複合繊維など高採算製品の販売が拡大し、収益は増加しました。ポリエステル短繊維は、事業構造改革に伴う低採算製品の事業縮小が完了し、高付加価値品への転換が進んだため、収益は大きく改善しました。

衣料繊維事業では、ユニフォーム分野やスポーツ分野は、販売数量の減少や海外調達コストの増加に伴い採算が悪化しましたが、レディス分野は、市況低迷の中、二次製品の拡販に努め前年並みの収益を確保しました。海外では、デニムの輸出が期後半は伸び悩みましたが、高採算製品の販売が増加し、堅調に推移しました。

以上の結果、繊維事業の売上高は65,431百万円（前期比12.9%減）、営業利益は1,586百万円（同40.2%増）となりました。

【その他】

その他の事業につきましては、事業ポートフォリオ改革に伴う株式譲渡や事業譲渡などの影響により、その他の売上高は12,814百万円（前期比19.6%減）、営業損失は630百万円（前期は4百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当年度中に実施した設備投資は5,968百万円（前期比1,160百万円増）であり、その主なものは次のとおりであります。

- ① ユニチカ(株) バリアナイロンフィルム生産のための設備改造（継続中）
- ② ユニチカ(株) 「ユニピール」生産のための設備改造（継続中）
- ③ ユニチカ(株) 「ユニアミド」生産のための設備改造（継続中）
- ④ ユニチカ(株) 新基盤システム構築（継続中）
- ⑤ THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.
ポリエステルスパンボンド不織布の生産設備の増設（継続中）

(3) 資金調達の状況

当年度は、増資及び社債の発行による資金の調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画に基づく事業ポートフォリオ改革が当連結会計年度で概ね完了したため、今後は成長戦略施策に軸足を移し、業績の拡大を目指します。具体的には、一昨年の金融支援及び外部出資による自己資本増強で得た資金を有効活用し、成長事業である高分子事業を中心とした設備投資を更に推し進め、成長市場であるアジア地域での製品供給能力の増強を図るとともに、高付加価値品の開発を加速することで国内外での事業の拡大を目指します。

個々の事業戦略及び課題については次のとおりです。

高分子事業では、フィルム事業は、包装分野において、非食品分野への展開及び「エンブレムHG」の拡販を進め、工業分野において、「ユニアミド」など高付加価値品の拡販を図ります。また、インドネシア子会社のP. T. EMBLEM ASIA（エンブレムアジア）で昨年春に本格稼働したナイロンフィルム大型新鋭機の更なる生産能力増強により、ナイロンフィルムのグローバルトップシェアの地位を確固たるものにし、更に東南アジア市場でのシェア拡大や欧米市場での拡販を目指します。樹脂事業では、「アローベース」は、既存の環境分野に加え電気・電子機器分野などでも用途開拓を進めます。昨年度に年産500トンの中量産設備を稼働した「ゼコット」は、電気・電子機器用途を中心とした用途開拓、拡販を更に進めます。不織布事業では、タイ子会社のTHAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.（タスコ）でのポリエステルスパンボンドの生産設備増設を、平成29年3月末稼働を目標に引き続き進めると同時に、グローバルシェアの拡大に向けてマーケティングの強化を更に進めます。コットンスパンレースについては、スキンケア用品などの生活資材用途の販売や海外展開を引き続き強化いたします。

機能材事業では、ガラス繊維事業の産業資材分野は、引き続き建築土木用途での拡販を進めるとともに、環境や自動車、電気・電子機器用途での拡販を強化します。電子材料分野のICクロスは、超薄物タイプなど高付加価値品の開発を更に進め、情報端末機器用途等で差別化品のシェアを高めることにより収益の拡大を目指します。ガラスビーズ事業は、自動車や電子部品等での用途展開と拡販を進めるとともに、反射材用途では更なる収益性の改善に注力します。活性炭繊維は、浄水用途、工業用途での液相分野、一般脱臭用途での気相分野とともに、中国・台湾などのアジア地域を中心に海外展開を進めます。

繊維事業では、産業繊維事業は、複合繊維など差別化した高採算製品の投入により収益を拡大するとともに、調達・生産・販売及び管理の全ての段階においてコスト削減施策を継続し、採算改善を進めます。衣料繊維事業は、中国、ベトナム及びインドネシアの海外拠点をベースにグローバル展開を加速し、国内では、製品の機能強化を図るとともに高付加価値品の拡販を目指します。

研究開発については、経営資源を有効活用して、当社グループが保有する高分子設計・改質技術、独自のナノテクノロジーなどを更に強化し、高機能樹脂、高耐熱フィルム、高機能繊維など成長を牽引する開発を加速します。

なお、当社及びユニチカトレーディング株式会社は、防衛装備庁が発注する難燃ビニロン又はビニロンを材料として使用する繊維製品の競争入札に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、平成28年3月1日に公正取引委員会による立入検査を受けました。株主の皆様にはご心配をおかけしていることを心からお詫び申し上げます。当社といたしましては、この度の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、調査に全面的に協力しております。

今回の中期経営計画を達成し、景気変動の影響を受けにくい筋肉質の高収益企業を目指し持続的に成長する企業、すなわち「新生ユニチカ」を実現するために、全社一丸となって不退転の覚悟で取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 203 期 (平成24年度)	第 204 期 (平成25年度)	第 205 期 (平成26年度)	第 206 期 (平成27年度)
売 上 高	160,190	162,686	159,126	146,474
経 常 利 益	3,853	4,713	7,680	6,821
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は損失)	△10,875	583	△27,033	6,933
1株当たり当期純利益(△は損失)	△18円87銭	1円1銭	△46円87銭	10円29銭
総 資 産	255,054	254,181	235,882	219,957
純 資 産	21,317	19,368	31,590	37,936
1株当たり純資産額	30円88銭	26円94銭	△17円1銭	△6円76銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数控除後)に基づいて算出してあります。

(6) 重要な子会社の状況(平成28年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 本 エ ス テ ル (株)	4,000	60.0%	ポリエステル繊維・樹脂の製造及び販売
ユニカトレーディング(株)	2,500	100.0%	繊維製品等の販売及び輸出入
ユニカ設備技術(株)	100	100.0%	各種プラントの設計施工及び整備保全
ユニカテキスタイル(株)	50	100.0%	綿製品の製造及び販売

(注) ユニカパークシャー(株)及び(株)ユニカエステートの全所有株式を譲渡したことにより、子会社ではなくなりました。

② 企業集団の状況

連結子会社は、上記①に記載の4社を含め32社、持分法適用会社は3社であります。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループが現在行っている事業の主なものは、次のとおりであります。

① 高分子事業

フィルム（ナイロン・ポリエステル）、樹脂（ナイロン・ポリエステル・ポリアリレート）、不織布（ポリエステルспанボンド、コットンспанレース）、生分解性材料

② 機能材事業

ガラス繊維・織物、ガラスビーズ、活性炭繊維

③ 繊維事業

糸・綿・織編物等（ナイロン・ポリエステル・ビニロン・綿等）、二次製品

④ その他

プラント設計・施工・保全

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大 阪 市 中 央 区	岡 崎 事 業 所	愛 知 県 岡 崎 市
東 京 本 社	東 京 都 中 央 区	垂 井 事 業 所	岐 阜 県 垂 井 町
中 央 研 究 所	京 都 府 宇 治 市	坂 越 事 業 所	兵 庫 県 赤 穂 市
宇 治 事 業 所	京 都 府 宇 治 市		

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従 業 員 数	前 年 度 末 比 増 減
3,906名	552名減

(注) 従業員数には嘱託、臨時工等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	19,134 ^{百万円}
株式会社みずほ銀行	25,765
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,771
株式会社あおぞら銀行	12,180
三井住友信託銀行株式会社	11,616
農林中央金庫	10,449

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、平成27年4月3日にユニチカパークシャー株式会社^{（注）}の全所有株式を福助株式会社に譲渡しました。
- ② 当社は、平成27年5月21日にダイアボンド工業株式会社^{（注）}の全所有株式をオート化学工業株式会社に譲渡しました。
- ③ 当社は、平成27年6月1日にユニチカ情報システム株式会社の全所有株式を株式会社クロスキャットに譲渡しました。
- ④ 当社は、平成27年6月30日に株式会社ユニチカ環境技術センターの全所有株式を株式会社建設技術研究所に譲渡しました。
- ⑤ 当社及びユニチカリアルティ株式会社は、平成27年10月1日に各社が所有する豊橋事業所の固定資産（土地）を譲渡しました。
- ⑥ 尤尼吉可高分子科技（中国）有限公司（ユニチカエンブレムチャイナ）は、平成27年12月7日に解散を決議しました。
- ⑦ 当社及びユニチカトレーディング株式会社は、平成28年3月1日に防衛装備庁が発注する難燃ビニロン又はビニロンを使用する繊維製品の入札に関し、公正取引委員会の立入検査を受けました。
- ⑧ 当社は、平成28年3月31日に株式会社ユニチカエステートの全所有株式をヤマイチエステート株式会社に譲渡しました。
- ⑨ 当社は、平成28年4月1日にユニモア株式会社を吸収合併しました。
- ⑩ 当社は、平成28年4月1日にユニチカリアルティ株式会社を吸収合併しました。
- ⑪ ユニチカ成羽株式会社は、平成28年4月26日に解散を決議しました。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	
普通株式	1,786,000,000株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	5,759株
C種種類株式	10,000株
D種種類株式	3,100株
(2) 発行済株式の総数	
普通株式	577,523,433株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	5,759株
C種種類株式	10,000株
(3) 株主数	
普通株式	52,216名
A種種類株式	1名
B種種類株式	2名
C種種類株式	1名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	普通株式 23,345 A種種類株式 21	4.05%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	普通株式 22,229	3.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	普通株式 20,180	3.49
ユニチカ従業員持株会	普通株式 11,086	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	普通株式 9,953	1.72
大同生命保険株式会社	普通株式 8,000	1.38
東京海上日動火災保険株式会社	普通株式 6,498	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	普通株式 6,249	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	普通株式 6,223	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	普通株式 6,192	1.07

(注) 1. 持株比率は自己株式(805,686株)を控除して計算しております。

2. 上記A種種類株式(株式会社三菱東京UFJ銀行 21,740株)のほかB種種類株式(株式会社みずほ銀行 3,635株、三菱UFJ信託銀行株式会社 2,124株)及びC種種類株式(ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合 10,000株)を平成26年7月31日に発行しております。

3. A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式は、優先株式であり、議決権がありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 社長執行役員	注 連 浩 行	CSR室担当
代表取締役 専務執行役員	安 岡 正 晃	管理本部長
代表取締役 常務執行役員	上 埜 修 司	経営企画本部長、技術部門担当
取 締 役 上 席 執 行 役 員	阪 田 誠 造	高分子事業本部長、プラント・貿易部担当 東京駐在
取 締 役 上 席 執 行 役 員	長 谷 川 弘	機能材事業本部長、繊維部門担当
取 締 役 上 席 執 行 役 員	榎 田 晃	高分子事業副本部長、フィルム事業部長
取 締 役	半 林 亨	株式会社ファーストリテイリング社外取締役 前田建設工業株式会社社外取締役 株式会社大京社外取締役
取 締 役	高 捷 雄	
常 勤 監 査 役	永 田 直 彦	
監 査 役	小 畑 政 信	
監 査 役	河 内 義 人	河内義人税理士事務所所長
監 査 役	竹 内 芳 久	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株 式会社執行役員

(注) 1. 取締役 半林 亨及び高 捷雄の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役 河内義人及び竹内芳久の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 取締役 山口裕正及び松永卓郎の両氏は任期満了により、取締役 安江健治及び齋藤進一の両氏は辞任により、平成27年6月26日開催の第205回定時株主総会終結の時をもって退任しました。
3. 監査役 吉田俊朗氏は任期満了により、監査役 半林 亨及び高 捷雄の両氏は辞任により、平成27年6月26日開催の第205回定時株主総会終結の時をもって退任しました。
4. 取締役 安岡正晃、榎田 晃、半林 亨及び高 捷雄の4氏は、平成27年6月26日開催の第205回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
5. 監査役 小畑政信、河内義人及び竹内芳久の3氏は、平成27年6月26日開催の第205回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
6. 監査役 河内義人氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役 半林 亨及び高 捷雄の両氏と監査役 河内義人及び竹内芳久の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	12名	119百万円（うち社外取締役3名 14百万円）
監 査 役	7名	37百万円（うち社外監査役4名 15百万円）
合 計	19名	157百万円

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第205回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役3名を含んでおります。
2. 当社は、平成18年6月29日開催の第196回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を退任時に贈呈することを決議しております。
- これに基づき、上記の支給額のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、19百万円の役員退職慰労金を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

- ・取締役 半林 亨氏は、株式会社ファーストリテイリングの社外取締役、前田建設工業株式会社の社外取締役及び株式会社大京の社外取締役であります。なお、当社は、株式会社ファーストリテイリング、前田建設工業株式会社及び株式会社大京との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 河内義人氏は、河内義人税理士事務所の所長であります。なお、当社は、同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 竹内芳久氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の執行役員であります。ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社を業務執行組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合は、C種種類株式10,000株（払込金額10,000百万円）の株主であります。

② 当事業年度における主な活動状況

ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

地 位	氏 名	取締役会		監査役会	
		出席状況	出席率 (%)	出席状況	出席率 (%)
取 締 役	半 林 亨	12回/14回	86	—	—
取 締 役	高 捷 雄	14回/14回	100	—	—
監 査 役	河 内 義 人	14回/14回	100	10回/10回	100
監 査 役	竹 内 芳 久	14回/14回	100	10回/10回	100

(注) 上記の4氏は、平成27年6月26日に開催された第205回定時株主総会において選任されました。

イ) 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役 半林 亨氏は、取締役会において、議案審議等に関して、会社役員としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。
- ・取締役 高 捷雄氏は、取締役会において、議案審議等に関して、会社役員としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。
- ・監査役 河内義人氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、税理士としての経験と税務、会計及び財務に関する知見に基づく発言を適宜行っております。
- ・監査役 竹内芳久氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、会社役員としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。

ウ) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	101百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	160百万円

- (注) 1. 当社子会社のうち、日本エステル㈱及びユニチカトレーディング㈱の各社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社及び一部の子会社は、内部統制高度化に関する助言・指導業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当した場合、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、その他当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、次のとおり「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」を役員及び従業員等が法令・定款・社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ② 社長を委員長とするコンプライアンス委員会が、コンプライアンスの推進についてグループ横断的に統括する。社長は、自ら法令・定款・社会規範等を遵守することを、役員及び従業員等に表明し啓発する。リスク・コンプライアンス主管部署は、役員及び従業員向けの教育研修を行う。
- ③ コンプライアンス委員会は、法令・定款・社会規範等に違反する行為があった場合には適切に対応し、再発防止措置等を策定する。
- ④ リスク・コンプライアンス主管部署は、役員及び従業員等のコンプライアンスの状況を、定期的に監査役会に報告する。
- ⑤ 法令・定款・社会規範等において疑義のある行為等について、役員及び従業員等が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を、リスク・コンプライアンス主管部署及び社外弁護士事務所に設置・運営する。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、一切の関係を絶つため、毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項

「文書管理規程」等に則り、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、製造物責任、輸出管理、情報セキュリティに係る損失の危険については、それぞれに対応する委員会が、社内規程等に則り対応する。リスク・コンプライアンス主管部署は、必要に応じガイドライン・マニュアル等を制定し、教育研修を行う。
- ② 営業、財務、災害等の個々の企業活動のリスクについては、当該リスクに関する事項を所管する部署が、社内規程等に則り対応する。
- ③ 社長は、グループ横断的なリスクの管理と全社的対応の責任者を定める。また、新たに生じるリスクへ対応のために必要な場合、社長は速やかに責任者を定める。
- ④ それぞれのリスクに対応する委員会等は、リスクマネジメント委員会にリスクに係る報告を行う。リスクマネジメント委員会は、その対応の評価を行い、必要に応じて改善計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ合理的な職務権限及び意思決定ルートを定めた「権限規程」「業務分掌規程」等に則り、効率的な業務運営を行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役は、各々担当するグループ会社に対し、コンプライアンス体制、情報の保存管理体制、リスクの管理体制及び効率的な職務執行体制を構築推進させる。
- ② グループ会社取締役は、当該グループ会社において、コンプライアンス体制、情報の保存管理体制、リスクの管理体制及び効率的な職務執行体制を構築推進する。

(5-1) グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に係る事項

グループ会社取締役は、定期的又は必要に応じ、当該グループ会社における各取締役の職務の執行の状況につき、当社に報告する。

(5-2) グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① グループ会社は、コンプライアンス、環境、製造物責任、輸出管理、情報セキュリティに係る損失の危険については、社内規程等に則り対応する。また、グループ会社は、必要に応じガイドライン・マニュアル等を制定し、教育研修を行う。
- ② グループ会社における営業、財務、災害等の個々の企業活動のリスクについては、当該リスクに関する事項を所管する部署が、社内規程等に則り対応する。

- ③ グループ会社社長は、リスクの管理と全社的対応の責任者を定める。また、新たに生じるリスクへの対応のために必要な場合、グループ会社社長は速やかに責任者を定める。
- ④ グループ会社取締役は、親会社等との取引を行うに当たり、取引条件等の適正を確保するものとする。
- ⑤ グループ会社におけるそれぞれのリスクに関する主管部署は、当該グループ会社取締役会にリスクに係る報告を行う。当該グループ会社取締役会は、その対応の評価を行い、必要に応じて改善計画を策定する。

(5-3) グループ会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社は、適正かつ合理的な職務権限及び意思決定ルートを定めた規程等に則り、効率的な運営を行う。

(5-4) グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」をグループ会社の役員及び従業員等が法令・定款・社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ② グループ会社社長は、自ら法令・定款・社会規範等を遵守することを、役員及び従業員等に表明し、啓発する。また、必要に応じて役員及び従業員向けの教育研修を行う。
- ③ グループ会社社長は、法令・定款・社会規範等に違反する行為があった場合には適切に対応し、再発防止措置等を策定する。
- ④ グループ会社のリスク・コンプライアンス主管部署は、役員及び従業員等のコンプライアンスの状況を、定期的に当該会社の監査役又は監査役に報告する。
- ⑤ 法令・定款・社会規範等において疑義のある行為等について、グループ会社の役員及び従業員等が直接情報提供を行う手段として当社の内部通報窓口を使用することとし、グループ会社社長は従業員等に対し周知する。また、当社のリスク・コンプライアンス主管部署は、必要に応じて当該グループ会社に関する内部情報を当該グループ会社の取締役に報告する。
- ⑥ グループ会社では、反社会的勢力に対しては、一切の関係を絶つため、毅然とした対応をとる。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。

(7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査業務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を置く。

(8) 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの人事異動及び人事評価は、監査役に事前に報告し、その意見を徴し尊重する。また、監査役スタッフに対する指揮命令権は、監査役にあるものとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

(9) 監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフは、監査役からの指示に基づき業務を遂行するため、監査役会に同席するほか、定期的又は必要に応じて監査役とのミーティングを行う。

(10) 監査役への報告に関する体制

役員及び従業員は、当社及び当社グループに損害を及ぼす恐れのある事実や、法令・定款・社会規範等に違反する行為について、監査役に都度報告する。

(10-1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

役員及び従業員は、監査役が定期的又は必要に応じて行うヒアリング等を通じて監査役にリスク及びコンプライアンスの状況について報告する。また、リスク・コンプライアンス主管部署は、必要に応じて内部通報窓口に係る情報等について監査役に報告する。

(10-2) グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

グループ会社は、定期的又は必要に応じて、当該グループ会社のリスク及びコンプライアンスの状況を当社のリスク・コンプライアンス主管部署に報告する。リスク・コンプライアンス主管部署は、その状況を監査役に報告する。

(11) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告を受けた監査役は、当該報告があった旨をリスク・コンプライアンス主管部署に通知する。リスク・コンプライアンス主管部署は、関係部署に対し、当該報告をした者につき不利な取扱いをしないよう通知する。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査業務を妨げるものがないよう適正に前払又は償還を行う。また、支出の都度、当社の経費処理手続に従い、適正に処理する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役、会計監査人及び内部監査部門は連携を保ち、監査機能の実効性を確保する。
- ② 管理業務を担当する取締役は、定期的に重要な会議に関する情報について、監査役に報告する。
- ③ 監査役と社長は、定期的に情報と意見を交換する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に対応し、「ユニチカ内部統制基本方針」を一部改定しました。また、その他の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

- ・「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」を当社グループの全役員・全従業員に配布しております。
- ・当社の部課長相当職以上の役職者及びグループ会社の一定以上の役職者は、「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」の遵守等に関する宣誓書をリスク・コンプライアンス主管部署に対し提出しました。
- ・新入社員研修及び各階層の昇格者研修において、コンプライアンス研修を実施しました。
- ・半期ごとに各事業部及び各関連会社からリスク・コンプライアンス主管部署に対しコンプライアンス報告書を提出しました。

- ・半期ごとにコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス報告書の内容、内部通報窓口の利用実績、その他当該半期におけるコンプライアンス関連事案を報告しました。
- (2) リスクマネジメントに関する取り組み
- ・規程の適正な運用に努め、取締役会のほか、社内に「経営会議」「経営連絡会」を設置し、重要案件の審議につき、慎重かつ効率的に行っています。
 - ・リスクマネジメント委員会を年に1回開催し、重要な案件、その他社内の各種委員会の活動状況等を報告しました。
- (3) グループ会社に関する取り組み
- ・関連会社社長会において「ユニチカ内部統制基本方針」の改定及びコンプライアンスの徹底に関し、確認しました。
 - ・当社社長とグループ会社社長は、四半期ごと又は必要に応じて、当社の経営計画と経営指標等、また当該グループ会社の業績等の状況につき、意見交換及び情報共有を行いました。
- (4) 監査役の職務執行に関する取り組み
- ・監査役は、各事業部及び各関連会社から定期的又は必要に応じてヒアリングを行い、事業の状況並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの状況について情報収集を行いました。
 - ・常勤監査役は、当社の経営会議、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会のメンバーに入っており、当社の重要課題に関する情報を適時に収集しています。
 - ・常勤監査役は、四半期ごと又は必要に応じて代表取締役役に対し、監査状況の報告を行いました。
 - ・監査役は、四半期ごと又は必要に応じて会計監査人と情報交換を行いました。

(注) 1. 本事業報告中の百万円単位及び千株単位の数字は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	109,601	流 動 負 債	31,904
現金及び預金	42,101	支払手形及び買掛金	15,322
受取手形及び売掛金	35,811	短期借入金	1,827
たな卸資産	27,566	1年以内返済予定長期借入金	363
繰延税金資産	1,306	リース債務	139
その他	2,921	未払法人税等	215
貸倒引当金	△106	賞与引当金	1,256
固 定 資 産	110,356	製品改修引当金	2,630
有 形 固 定 資 産	104,168	事業構造改善引当金	989
建物及び構築物	11,355	その他	9,159
機械装置及び運搬具	22,068	固 定 負 債	150,116
工具、器具及び備品	911	長期借入金	124,142
土地	66,869	リース債務	642
リース資産	171	繰延税金負債	9,273
建設仮勘定	2,791	土地再評価に係る繰延税金負債	3,547
無 形 固 定 資 産	1,714	役員退職慰労引当金	7
その他	1,714	退職給付に係る負債	11,513
投資その他の資産	4,473	その他	989
投資有価証券	2,963	負 債 合 計	182,020
出資金	9	純 資 産 の 部	
長期貸付金	62	株 主 資 本	34,164
退職給付に係る資産	13	資本金	100
繰延税金資産	283	資本剰余金	28,401
その他	1,171	利益剰余金	5,708
貸倒引当金	△32	自己株式	△46
資 産 合 計	219,957	その他の包括利益累計額	434
		その他有価証券評価差額金	433
		繰延ヘッジ損益	△203
		土地再評価差額金	6,474
		為替換算調整勘定	△2,662
		退職給付に係る調整累計額	△3,608
		非支配株主持分	3,338
		純 資 産 合 計	37,936
		負 債 純 資 産 合 計	219,957

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

〔平成27年4月1日から〕
〔平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		146,474
売 上 原 価		114,943
売 上 総 利 益		31,530
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,080
営 業 利 益		10,450
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	73	
受 取 配 当 金	83	
受 取 賃 貸 料	317	
金 利 ス ワ ッ プ 評 価 益	127	
そ の 他	342	943
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,367	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	3	
為 替 差 損 他	1,148	
そ の 他	1,051	4,572
経 常 利 益		6,821
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,290	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	375	
事 業 譲 渡 益	43	
製 品 改 修 引 当 金 戻 入 額	198	1,908
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	527	
減 損	226	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	2,098	
事 業 構 造 改 善 費 用	962	
そ の 他	138	3,953
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,775
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	215	
法 人 税 等 調 整 額	△2,387	△2,171
当 期 純 利 益		6,947
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		13
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,933

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から〕
〔平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100	60,275	△31,138	△45	29,191
当 期 変 動 額					
剰余金(その他資本剰余金)の配当		△666			△666
欠 損 填 補		△31,112	31,112		—
親会社株主に帰属する当期純利益			6,933		6,933
土地再評価差額金取崩額			△1,198		△1,198
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社の増資による持分の増減		△47			△47
連結子会社株式の取得による持分の増減		△47			△47
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△31,874	36,847	△0	4,972
当 期 末 残 高	100	28,401	5,708	△46	34,164

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合		
当 期 首 残 高	468	△224	5,165	△2,807	△3,439	△837	3,236	31,590
当 期 変 動 額								
剰余金(その他資本剰余金)の配当								△666
欠 損 填 補								—
親会社株主に帰属する当期純利益								6,933
土地再評価差額金取崩額			1,198			1,198		—
自己株式の取得								△0
連結子会社の増資による持分の増減							47	—
連結子会社株式の取得による持分の増減								△47
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△35	21	110	144	△168	72	55	128
当 期 変 動 額 合 計	△35	21	1,309	144	△168	1,271	102	6,346
当 期 末 残 高	433	△203	6,474	△2,662	△3,608	434	3,338	37,936

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	81,162	流動負債	26,663
現金及び預金	32,425	支払手形	435
受取手形	1,773	買掛金	8,562
電子記録債権	881	短期借入金	1,168
電売掛金	21,403	未払金	126
商品及び製品	12,247	未払消費税等	1,674
仕掛品	1,640	未払法人税等	1,154
原材料及び貯蔵品	961	前受金	56
前払費用	33	預り金	73
繰延税金資産	358	業員預り金	8,844
関係会社短期貸付金	1,369	業員引当金	2,385
営業外受取手形	3,569	業員引当金	635
営業外受取手形	2,844	業員引当金	369
短期借入金	1,669	その他	1,178
貸倒引当金	△16	固定負債	137,222
固定資産	121,881	長期借入金	114,262
有形固定資産	70,154	繰延税金負債	623
建物	5,488	土地再評価に係る繰延税金負債	9,370
構築物	1,256	長期預り保証金	2,361
機械及び装置	9,648	退職給付引当金	103
車両及び運搬具	27	役員退職慰労引当金	8,868
工具、器具及び備品	607	関係会社事業損失引当金	4
土地	51,642	関係会社事業損失引当金	2,822
リース資産	140	資産除去費	85
建設仮勘定	1,342	その他	720
無形固定資産	1,419	負債合計	163,886
ソフトウェア	1,288	純資産の部	
その他	130	株主資本	34,334
投資その他の資産	50,306	資本	100
投資有価証券	2,409	資本剰余金	28,495
関係会社株式	33,501	資本準備金	25
出資	4	その他資本剰余金	28,470
関係会社出資金	2,031	利益剰余金	5,782
関係会社長期貸付金	23,142	その他利益剰余金	5,782
破産更生債権等	3	繰越利益剰余金	5,782
長期前払費用	229	自己株式	△44
長期差入の保証金	558	評価・換算差額等	4,822
その他	53	その他有価証券評価差額金	431
貸倒引当金	△9,945	繰延ヘッジ損益	△183
投資損失引当金	△1,682	土地再評価差額金	4,574
資産合計	203,043	純資産合計	39,157
		負債純資産合計	203,043

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

〔平成27年 4月 1日から〕
〔平成28年 3月 31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		85,838
売 上 原 価		65,176
売 上 総 利 益		20,661
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,744
営 業 利 益		8,917
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	403	
受 取 配 当 金	100	
受 取 貸 料	327	
金 利 ス ヲ ヲ 評 価 益	127	
そ の 他	265	1,223
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,291	
貸 貸 施 設 維 持 費	116	
為 替 差 損	955	
そ の 他	838	4,201
経 常 利 益		5,939
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	727	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,437	
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	165	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	9	
事 業 譲 渡 益	43	2,382
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	440	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	316	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	506	
事 業 構 造 改 善 費 用	844	
そ の 他	224	2,331
税 引 前 当 期 純 利 益		5,990
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△61	
法 人 税 等 調 整 額	△1,304	△1,365
当 期 純 利 益		7,355

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から〕
〔平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	100	0	60,275	60,275	△31,112	△31,112	△43	29,219
当 期 変 動 額								
剰余金(その他資本剰余金)の配当		25	△691	△666				△666
欠 損 填 補			△31,112	△31,112	31,112	31,112		—
当 期 純 利 益					7,355	7,355		7,355
土地再評価差額金取崩額					△1,572	△1,572		△1,572
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	25	△31,804	△31,779	36,895	36,895	△0	5,115
当 期 末 残 高	100	25	28,470	28,495	5,782	5,782	△44	34,334

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	463	△228	2,937	3,171	32,390
当 期 変 動 額					
剰余金(その他資本剰余金)の配当					△666
欠 損 填 補					—
当 期 純 利 益					7,355
土地再評価差額金取崩額			1,572	1,572	—
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△31	45	64	78	78
当 期 変 動 額 合 計	△31	45	1,637	1,651	6,766
当 期 末 残 高	431	△183	4,574	4,822	39,157

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

ユニチカ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 脇田 一郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 稔郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊東 昌一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニチカ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニチカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月10日

ユニチカ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 脇田 一郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 稔郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊東 昌一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニチカ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第206期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第206期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の当社及びユニチカトレーディング㈱における独占禁止法に係る件については、今後も事実関係の把握に努めるとともに、会社の対応状況を確認してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

ユニチカ株式会社 監査役会

監査役(常勤) 永田直彦 ㊟

監査役 小畑政信 ㊟

監査役 河内義人 ㊟

監査役 竹内芳久 ㊟

(注) 監査役 河内 義人及び監査役 竹内 芳久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中期経営計画に基づく施策の実行に努めており、当期は事業ポートフォリオ改革を概ね完了させることができましたが、更なる経営基盤の安定、財務体質の強化など、今後の当社における事業展開を総合的に勘案し、誠に遺憾ながら普通株式につきましては無配とさせていただき、優先株式につきましては、発行時に定めた所定の計算による配当を実施いたしたいと存じます。

なお、優先株式に対する配当につきましては、その他利益剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

①	A種種類株式	1株につき金12,000円	総額金260,880,000円
②	B種種類株式	1株につき金23,740円	総額金136,718,660円
③	C種種類株式	1株につき金60,000円	総額金600,000,000円

(3) 剰余金の配当の効力が生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、注連浩行、上埜修司、長谷川弘の3氏が任期満了となるため、取締役3名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">し め ひろ ゆき 注 連 浩 行 (昭和27年2月10日生)</p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成20年6月 取締役上席執行役員 平成24年7月 取締役常務執行役員 平成26年6月 代表取締役社長執行役員 現在に至る</p> <p>(現在の担当) C S R室担当</p>	<p style="text-align: center;">203,283株</p>
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>注連浩行氏は、平成26年に策定した中期経営計画の実現を目指し、事業ポートフォリオ改革の完遂と成長戦略の早期実現に向け、高分子事業を中心とする機能素材メーカーとしての基盤強化に尽力してまいりました。</p> <p>また、取締役会においては、議長として十分な審議を促した上で重要事項を決定し、強いリーダーシップにより経営の執行と監督を推進しています。</p> <p>同氏は事業全般に精通しており、また同氏の企画・管理に関する長年の業務実績、事業ポートフォリオ改革の着実な実行及び当期における業績の回復について当社は評価し、同氏が引き続き経営の監督と執行並びに取締役会における意思決定機能の強化を行い、中期経営計画をさらに加速化することにより、当社グループの持続的成長につなげることができると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	うえ の しゅう じ 上 埜 修 司 (昭和32年12月8日生)	昭和58年4月 当社入社 平成24年6月 取締役執行役員 平成24年7月 取締役上席執行役員 平成27年4月 取締役常務執行役員 平成27年6月 代表取締役常務執行役員 現在に至る (現在の担当) 経営企画本部長、技術部門担当	74, 223株
3	は せ がわ ひろし 長 谷 川 弘 (昭和30年3月23日生)	昭和52年4月 当社入社 平成26年6月 取締役上席執行役員 現在に至る (現在の担当) 機能材事業本部長、繊維事業本部長	84, 444株

<取締役候補者とした理由>

上埜修司氏は、当社において長年研究開発の業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と深い専門能力を有するとともに、経営企画に関わる業務経験と高い見識があります。また、取締役会においては、代表取締役として当社の経営における重要な事項に関し、その豊富な経験と高い見識に基づき、積極的な意見・提言を行っています。

当社は、同氏がこれらの知見や能力を基に、引き続き重要な経営判断や意思決定に重要な役割を果たすとともに業務の執行並びに経営の監督を行うことにより、当社グループの持続的成長につなげることができると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

<取締役候補者とした理由>

長谷川弘氏は、当社において人事・経営企画・機能材事業など幅広く業務に携わり、その豊富な経験・知識と深い専門能力を発揮しております。また、取締役会においては、当社の経営における重要な事項に関し、その豊富な経験と高い見識に基づき、積極的な意見・提言を行っています。

当社は、同氏がこれらの知見や能力を基に、引き続き重要な経営判断や意思決定に関わるとともに業務の執行並びに経営の監督を行うことにより、当社グループの持続的成長につなげることができると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者が所有する当社の株式は、全て普通株式であります。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数には、ユニチカ役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。
3. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
こばやしじろう 小林 二郎 (昭和20年6月4日生)	昭和49年4月 弁護士登録 現在に至る (重要な兼職の状況) 小林法律事務所所長	2,000株

- (注) 1. 候補者が所有する当社の株式は、普通株式であります。
2. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小林二郎氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
4. 補欠の社外監査役候補者とした理由
小林二郎氏には、長年の弁護士として培われた法律知識を活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由
小林二郎氏は、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士として企業法務に精通するなど、十分な見識を有しておられることから、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 小林二郎氏が監査役に就任することとなった場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額といたします。

以 上

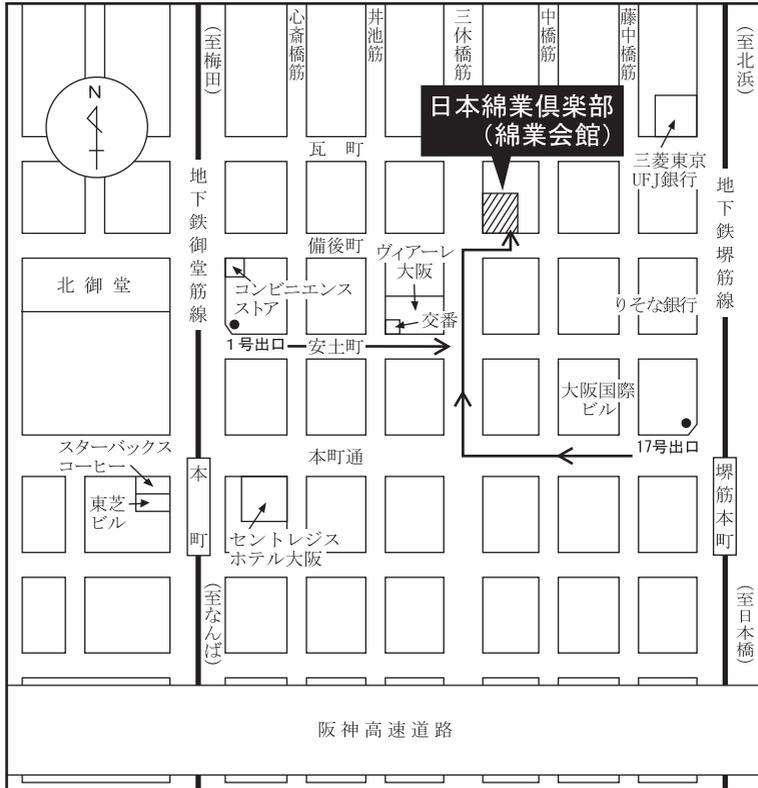
メ

モ

メ

モ

＝株主総会会場 ご案内略図＝



会 場 大阪市中央区備後町二丁目 5 番 8 号
 日本綿業倶楽部(綿業会館)新館 7 階大会議室
 電 話 06-6231-4881

交 通 地下鉄御堂筋線「本 町」駅 1号出口 徒歩約5分
 地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅 17号出口 徒歩約5分

- ※ 会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承願います。
- ※ 会場には外来者専用駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。